

2018年10月 日

各市町村長様
各市町村議会議長様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、2018年度は、国民健康保険の財政運営の都道府県への移管、第7次医療計画、第7期介護保険事業計画等が同時にスタートする、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービスのトリプル改定が行われるなど、医療と介護、社会保障制度改革の節目の年になっていきます。

6月に発表された「骨太の方針2018」では、2019年度から21年度を「基盤強化月間」と位置付け、社会保障関係費の歳出削減を進める社会保障費抑制路線をこれまで通り継続し、19年10月から消費税率を10%に引き上げるとしています。

「団塊世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する」、「医療・介護における『現役並み所得』の判断基準を現役との均衡の観点から見直す」、「高額療養費制度の負担上限額引き上げ」、「所得のみならず資産等の保有状況を適切に評価しつつ、『能力』に応じた負担を求める」ことを検討するなど、高齢者の負担増が課題となっていますが、さらに「消費税の増税」や「全世代」型の負担増が追求されています。

私たちは、今年39年目を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民のくらしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命とくらしを守る自治体の役割發揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命とくらしを守るために、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について 【高齢福祉課】

①介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

介護保険料の低所得者対策については、所得段階区分が第1段階から第3段階に該当する方で、生活保護基準に相当する世帯に属する方を対象として、減免制度を実施しております。また、国・県の低所得者保険料軽減負担金の活用により、低所得段階者へ配慮した算定に努めてまいります。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

介護保険の利用料については、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度により低所得者の方の負担軽減を実施しております。

★(2)介護保険利用の際の手続き 【高齢福祉課】

介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

地域包括ケア推進室にて、社会福祉士や介護支援専門員などの専門資格を持った職員を任用しており、介護保険の相談や案内をさせていただいております。

(3)基盤整備について 【高齢福祉課】

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早期に解消してください。

介護保険事業計画等に従い、施設整備を進めています。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方の入所希望について、積極的に「特例」を活用・拡大し受け入れを行ってください。

特例入所について、周知に努めてまいります。

★(4)総合事業について 【高齢福祉課】

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

介護予防を意識し、利用者の自立を手助けできる事業としていきたいと考えております。

②一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費を確保してください。

国・県の方針に沿って事業を進めています。

(5)高齢者福祉施策の充実について 【高齢福祉課】

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

平成30年度より地域高齢者ふれあいサロンを実施する団体に対して、委託料ではなく補助金を交付するようにし、25団体に対して交付しました。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

住宅改修費、福祉用具購入費の受領委任払い制度については、平成20年4月1日から実施しています。高額介護サービス費については、実施の予定はありません。

★(6)障害者控除の認定について 【高齢福祉課】

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

該当する要介護認定者に対して障害者控除対象者認定書を発行しています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

基準日時点で資格をお持ちの該当する要介護認定者に、認定書を発送しております。

2. 国保の改善について 【国保医療課】

★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

県の運営方針では、決算補填目的の一般会計繰入を5年以内に解消するよう求めていますが、急激な保険税の上昇に繋がらないよう状況を見極めた上で、適切に対応していきます。ただし、1人当たりの医療費も毎年増加し続けており、国保財政は大変厳しい状況になっているため、保険税を引き下げる予定はありません。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

今後も18歳未満の子どもの均等割については、国の基準どおり行います。

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

資格証明書の発行はしておりません。

★④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

北名古屋市では通常、短期保険証は3か月（18歳未満は6か月）の有効期限で交付しています。保険証の更新時に接触を図ることで、きめ細やかな納税相談や現状をお聞きできるため、大事な機会と捉えていますので、現行のとおり行います。差押えについては法令に基づいて実施しており、給与等の差押禁止額以上の差押えは行っておりません。

⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

国の基準どおり行います。

また、チラシを窓口に設置するなど周知しています。

⑥高額療養費の申請漏れが生じないように最善の手立てを尽くしてください。

診療報酬明細書（レセプト）情報をもとに、高額療養費の支給対象となる世帯には申請書を送付しています。また、被保険者全員が70歳以上である世帯は、初回のみ申請していただき、以降は申請なしで指定口座へ振り込む運用としています。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など 【収納課】

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

差押え禁止財産の差押は違法であり、預金債権であっても、預金の性質、通常の残高を十分考慮したうえで滞納処分を行っております。

納税相談においては、実情を把握したうえで納税者有利を念頭に置き対応しております。納税の緩和措置につきましても、滞納者の状況を的確に把握し適用しております。

4. 生活保護について 【社会福祉課】

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問い合わせる」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

法の趣旨に基づき適切な相談のもと判断を行っています。又、就労支援相談員を配置し稼働年齢層の者に対する就労支援を行うとともに、相談にも応じています。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

北名古屋市では、ケースワーカー全員が正規職員であり、国・県が主催する研修に交代で参加し、就労支援や生活指導を個別に行えるようにしている。

★③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。返還によって利用者の生活が最低基準を下回ることのないよう十分に配慮し、了承を得るようにしてください。

生活保護利用者に一方的に返還を求めることなく、利用者と十分に協議し、生活に困窮しないよう配慮している。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

生活保護法の規定に基づき、本人の同意のもと調査を行っています。

⑤外国人への生活保護制度および手続きに関するわかりやすい説明パンフレットを各国語で整備し、必要な方に配布できるようにしてください。また、ホームページにも各国語で掲載してください。

生活に困窮する外国人に対しては、人道的措置が必要であれば生活保護法を準用できるが、各国語でのパンフレットは整備しておらず、ホームページに掲載することも予定しません。

5. 福祉医療制度について 【国保医療課】

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

県の福祉医療制度より拡大して実施しています。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

入院時食事療養費は未就学児については、市の制度で実施しています。

医療費については、無料化だけでなく他の施策も合わせて子育て支援と考えていますので、実施予定はありません。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者の精神科診療以外も対象として助成しています。

④難病患者が障害認定や障害福祉サービス、介護サービスを利用する際の相談・申請が遅滞なく行われるよう、窓口の一本化または情報の共有化を行ってください。

障害福祉サービスを扱う社会福祉課及び介護サービスを扱う高齢福祉課の両課ともに福祉総合窓口を設けており、相談・申請の際には連携し案内を行っています。

6. 子育て支援について

- (1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。
①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。【児童課】

愛知県調査の結果を活用します。

- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。【家庭支援課・学校教育課】

計画は策定していませんが、母子・父子自立支援員を配置し、相談や指導を行うとともに、高等職業訓練促進費事業、自立支援教育訓練給付金事業及びひとり親家庭等日常生活支援事業等を実施し、自立を支援しています。

- ★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。【学校教育課】

生活保護基準については、北名古屋市の実情を鑑み近隣市の状況も踏まえて検討しています。

年度途中の申請については、案内文書で周知しています。また、支給内容の拡充は当面考えておりません。

入学準備金の支給については、平成29年度から入学前支給を実施しています。

- ④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。【児童課・学校教育課】

居場所づくりについては、全小学校区に児童クラブ、児童館を設置し健全育成を支援指定明日。子ども食堂については、市内NPO法人が実施しており、支援の在り方の協議を重ねています。（児童課）

小学校4年生以上の児童生徒を対象に、放課後や長期学校休業日等にアフタースクール教室を実施し、基礎学力の充実が必要な児童生徒を支援しています。（学校教育課）

- ★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。【学校教育課（給食センター）】

給食材料費につきましては、学校給食法第11条において、保護者の負担とすると規定されております。一方、教育の一環として考えた場合、補助制度の考え方もありますが、児童生徒の教育環境（ハード面、ソフト面）向上のための財政的ニーズもますます膨らむ現状においては、給食費を無償化することは困難と考えます。なお、給食費が未納の保護者には、就学援助制度の説明を行っております。

- (3)保育施設において、どの時間帯においても職員配置基準と労働基準法の両立が可能な、有資格者での配置の人員費を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。【児童課】

平成27年度に給付制度が創設され、民間事業所においては財源確保が保障されていると考えます。

7. 障害者・児施策の拡充について【社会福祉課】

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや通所施設を拡充するとともに、小規模の入所施設を設置してください。

共同生活援助事業の建設、設置及び事業費補助等を実施している。

- ②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

今のところ、実施する予定はありません。

- ③診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間を報酬に算定してください。障害者が安心して医療にアクセスできるよう、入院時支援としてのヘルパー派遣を認めてください。また、日用品の購入・洗濯をはじめ、看護師らとのコミュニケーション支援など入院中の付添いにかかる援助へのヘルパー利用を認めてください。

病院等の管轄下における介助について報酬に算定する予定は、今のところありません。しかし、院内の移動、排せつ介助等について病院等による対応がない等の場合は、病院及び障害者の状況に応じて検討を行います。

- ④障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料の無償化の予定はありませんが、低所得者に配慮した負担軽減措置は今後も継続して実施します。
なお、地域生活支援事業における利用者負担額は、制度当初から無償で実施しております。

★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。また、2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知するとともに、障害福祉担当窓口で介護保険サービス利用により負担が新たに発生するもの、利用できないサービスを説明してください。

65歳到達前に家庭訪問を行い、障害者本人に制度説明を行っています。

障害福祉サービスを打ち切ることはしていません。

今年度、市内介護保険居宅介護支援事業所を対象に障害福祉サービスについて講座を行い、ケアマネジャーを通して利用者負担軽減だけではなく障害福祉サービス全般について周知を行っています。

居宅介護や重度訪問介護は、介護保険制度の訪問介護と重複しますので負担が新たに発生します。しかし、65歳到達前に一定期間にわたって障害福祉サービスを利用していた障害者は、新高額障害福祉サービス等給付費が支給される場合があります。

要介護度・介護保険サービスの利用状況・障害者手帳の内容（等級・部位）の条件を満たした場合は、介護保険サービスと障害福祉サービスの併給を認めていいますので、利用できるサービス、利用できないサービスについては個々の状況により判断されます。

⑥障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

今のところ補助の予定はありません。

⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。また、福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。

今のところ補助の予定はありません。

本市社会福祉協議会が市内小中学校を対象に福祉実践教室を実施し障害や高齢についての理解を深める取り組みを行っております。

8. 予防接種について 【健康課】

★①流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん（はしか）の任意予防接種に助成制度を設けてください。

ロタウイルスワクチン、子どものインフルエンザワクチンの任意予防接種は、助成制度を設けています。

流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、障害者のインフルエンザワクチンについては、今のところ助成については考えておりません。

定期接種から漏れた麻しん（はしか）の対象者で、長期療養を必要とする疾病に罹患した者については、定期として接種できる救済制度があるため、任意接種に対する助成は考えておりません。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の助成額は、これ以上の増額は考えておりません。

任意予防接種事業の継続については廃止する方向で検討中です。

また、2回目の接種を任意予防接種事業の対象とすることについても今のところ考えておりません。

定期接種期間終了の30年度内に接種勧奨をより一層強化します。定期予防接種の周知とともに過年の定期対象者は任意予防接種事業（1回のみ）での助成ができるることを周知します。

9. 健診・検診について 【健康課】

★①産婦健診の助成事業を創設してください。また、助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

29年度から新規に産婦健診の助成1回を開始しました。現状では今後の拡充予定はありません。

②妊娠歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

30年度より、妊婦・産婦計2回の助成を開始しました。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

現在1名の歯科衛生士が常勤で勤務しております。今のところ増員の予定はありません。

【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の医療費患者負担増の検討を止めてください。
- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。
- ③マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。
また年金支給開始年齢を68歳からに先延ばしする検討を止めてください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために待遇を改善してください。
- ⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。
- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

以上